

令和元年 第10回定例教育委員会

令和元年10月24日(木)
午後3時から
宮代町役場202会議室

1 開会の宣言

教育長

2 あいさつ

3 概要報告

4 事務局報告

- (1) 教育総務関係 P1
 - ア 令和元年度教育委員会事務事業(上半期)の執行状況について 別冊
- (2) 学校教育関係 P2
 - ア 11月の行事予定について
 - イ 11月の事業予定について
- (3) 生涯学習関係 P4
 - ア 11月の事業予定について

5 審議案件

議案第28号

宮代町立小・中学校通学区に関する就学承認(調整区域)について P6

議案第29号

宮代町立小・中学校通学区に関する就学承認(通学区域外)について . . . P7

6 その他

7 次回教育委員会について

8 閉会宣言

教育長

4 事務局報告

(1) 教育総務関係

ア 令和元年度教育委員会事務事業（上半期）の執行状況について

(2) 学校教育関係

ア 11月の行事予定

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

日付	小学校	中学校
1日(金)	彩の国教育週間～11/7 4・5年社会科見学(須) ふれあい遠足(百) 町民文化祭～11/5	彩の国教育週間～11/7 三者面談～11/12(前) 町民文化祭～11/5
2日(土)		文化祭・合唱コンクール(須)
3日(日)	文化の日	文化の日
4日(月)	振休 町民文化祭<学校発表>	振休 町民文化祭<学校発表>
5日(火)		
6日(水)	町内音楽会(会場：百中)	町内音楽会(会場：百中)
7日(木)		PTA あいさつ運動(百)
8日(金)	町委嘱研究発表会(笠)	生徒会役員選挙(須)
9日(土)	PTA バザー(須)	PTA バザー(前)
10日(日)		
11日(月)	芸術鑑賞会(東)	第3回東部学力検査<中>
12日(火)		25地区進路キャリア教育発表会(百) 町研書き初め実技研修会<会場：前>
13日(水)	オープンデー(百)	3年期末試験～11/15(須) PTA あいさつ運動(百) 生徒会引継ぎ式(前)
14日(木)	県民の日	県民の日
15日(金)		
16日(土)	校内持久走大会(須・百) ロードレース大会(東) 笠原まつり(笠)	
17日(日)		
18日(月)	文化庁芸術家派遣授業コンサート(東)	生徒会引継ぎ式(須) 3年期末テスト(百)
19日(火)	宮代道德の日 校内持久走大会(須)	宮代道德の日

20日(水)	文化庁文化芸術巡回公演事業(須)	町委嘱研究発表会(前)
21日(木)	ふれあいデー	ふれあいデー
22日(金)		生徒会役員選挙(百)
23日(土)	勤労感謝の日	勤労感謝の日
24日(日)		
25日(月)		期末テスト～26日(前)
26日(火)	子供安全見守り講座(須) 校内持久走大会(笠)	
27日(水)	書初め競書会～9/28(百)	PTAあいさつ運動(百)
28日(木)	書初め競書会(東)	1・2年期末テスト～11/29(須)
29日(金)	書初め競書会(須)	
30日(土)		

イ 11月の事業予定について(教育委員会)

日付	内 容	場 所
5日(火)	教育長ヒアリング(小中学校)	役場 204 会議室
7日(木)	第2回就学支援委員会	役場 202 会議室
13日(水)	人権教育担当社会	役場 203 会議室
19日(火)	子ども環境会議	役場 202 会議室
21日(木)	第2回宮代町いじめ不登校対策連絡会議	役場 202 会議室
25日(月)	子ども人権講座(百・笠)	百小・笠小
27日(水)	子ども人権講座(須・東)	須賀小・東小
27日(水)	宮代町小学校英語科指導者研修会	笠原小学校

(4) 生涯学習関係

ア 11月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
2日（土）～ 5日（火）	<p>第41回宮代町民文化祭</p> <p>■町民の文化・芸術活動の発表と交流の機会として、宮代町文化協会との共催により開催する。</p> <p>●2日（土）開会式&町表彰式 コーラス、民謡、詩吟、軽音楽</p> <p>3日（日・祝）カラオケ、おどり、人形劇、演奏会</p> <p>4日（月・振）学校発表、太鼓演奏、太極拳&ダンス、邦楽、朗読会 文化公演会「塚越慎子 マリンバ ファンタジー・コンサート」</p> <p>5日（火）さわやかクラブ連合会、うた声コンサート</p>	進修館
2日（日） 17日（日） 23日（土） 10:00～12:00	<p>あそびと運動 トライ/秋季（第3回～5回/全5回）</p> <p>■スポーツ推進委員の指導の下、体を動かす基本動作（走る、跳ぶ、投げる、取る等）を行い、参加者の運動能力向上を目指す。</p> <p>●対 象：小学校1・2年生</p>	ぐるる宮代 2、23日／ サブアリーナ 17日／剣道場
10日（日） 9:30～12:00 17日（日） 9:30～11:30 (11:40-12:00 修了式)	<p>子ども大学みやしろ（第3、4回/全4回）</p> <p>●対象：小学校4～6年生</p> <p>■第3回 10日</p> <p>●内容：【生き方学】身近な環境から学ぶ持続可能な社会へのヒント～身近な自然環境から得られる気づきから持続可能な社会について考えよう～</p> <p>●講師：山崎山保全ボランティア 里山守り隊 八木橋孝雄先生</p> <p>■第4回 17日</p> <p>●内容：【はてな学】デザイナー体験 ～デザイナーになって、自分だけのオリジナルボールペンを作ろう～</p> <p>●講師：日本工業大学基幹工学部 平山晴香助教</p> <p>※講義終了後に修了式〔学友会館ホール〕</p>	10日／新しい 村・村の集会所 17日／日本工 業大学・応用化 学棟

日 時	内 容	場 所
10日(日) 14:00~16:00	ビブリオバトル ～中学生大会～ ■ビブリオバトルとは、「知的書評合戦」とも呼ばれており、参加者は、持ち時間5分でお気に入りの本の魅力を発表し、観戦者を含む参加者全員の投票で最多票を集めた本を「チャンプ本と」して決定するもの。 ●参加者(バトラー):中学生 ※観戦は自由(先着30人)	町立図書館 研修室
10日(日) 17日(日) 23日(土) 14:00~16:00	あそびと運動 チャレンジ(全15回) 第7回 剣道 [10日 剣道場] 第8回 器械体操 [17日 柔道場] 第9回 ソフトテニス [23日 サブアリーナ] ■多くのスポーツ種目の楽しさと基本動作を知ることにより、自分に合った興味の持てるスポーツに出会うことを目的として実施する。 ●対象:小学校3・4年生	ぐるる宮代 剣道場 柔道場 サブアリーナ
16日(土) 14:00~16:00	さいかつぼーる体験(第6回/全10回) ■仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方々などを対象に埼玉地区発祥のさいかつぼーるを通して、スポーツに親しむ機会を提供する。 ●内容:さいかつぼーる ●対象:小学校4年生以上(小学生は保護者同伴)	ぐるる宮代 メインアリーナ
19日(火) 10:00~11:30	みやしろ大学(第7回/全8回) *公開講座 ■シニア世代に学びや体験の機会を提供するとともに、豊かな地域づくりに資する人材を育成することを目的に実施する。 ■講義名:地域の消費者被害を防ぐには ～高齢者の消費者被害を防ぐため、正しい知識を身に付ける～ ■講師:適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会	進修館 大ホール
27日(水) 14:45-17:00	放課後子供教室(モデル事業)第4回 ■児童が放課後に安心・安全に過ごせる場を確保するとともに、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動に取り組む機会を提供する。 ●会場:百間小学校(多目的教室、校庭、体育館等) ●対象:百間小学校在籍児童(参加登録申込者33名) ●内容:自主学習、自由遊び、プログラム(森のクラフト作り/里山守り隊)	百間小学校

5 審議事項

議案第28号

宮代町立小・中学校通学区域に関する就学承認について

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則第7条の規定に基づく調整区域就学希望の承認について、同規則第8条の規定により議決を求める。

令和元年10月24日 提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏 明

提 案 理 由

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則により、調整区域居住者の選択校への就学希望を承認するため、この案を提出するものである。

議案第29号

宮代町立小・中学校通学区域に関する就学承認について

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則第10条の規定に基づく通学区域外居住者の就学承認について、同規則第11条の規定により議決を求める。

令和元年10月24日 提出

宮代町教育委員会

教育長 中 村 敏 明

提 案 理 由

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則により、通学区域外居住者の就学希望を承認するため、この案を提出するものである。

令和2年度入学予定 学校の自由選択制に伴う児童生徒異動集計

	異 動 前								異 動 後								増 減
	須賀小 へ	百間小 へ	東小へ	笠原小 へ	須賀中 へ	百間中 へ	前原中 へ	計	須賀小 から	百間小 から	東小か ら	笠原小 から	須賀中 から	百間中 から	前原中 から	計	
須賀小		0	0	3				3		0	0	0				0	▲ 3
百間小	0		2	6				8	0		3	0				3	▲ 5
東 小	0	3		34				37	0	2		1				3	▲ 34
笠原小	0	0	1					1	3	6	34					43	42
須賀中						3	0	3							0	0	▲ 3
百間中					0		4	4					3		9	12	8
前原中					0	9		9					0	4		4	▲ 5
小学校計	0	3	3	43				49	3	8	37	1				49	
中学校計					0	12	4	16					3	4	9	16	
合 計	0	3	3	43	0	12	4	65	3	8	37	1	3	4	9	65	

希望理由	
(1) 調整区域 ・教育内容 ・友人がいる ・近い学校 ・学校環境 ・本人の希望 ・兄弟姉妹が通学している ・小学校から引き続き ・卒業生の誇り	(2) 通学区域外 ・教育内容 ・友人がいる ・近い学校 ・登下校の安全 ・学校環境 ・兄弟姉妹が通学している ・小学校から引き続き ・部活動

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則

平成23年12月15日

教委規則第8号

改正 平成27年12月17日教委規則第6号

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則（平成14年宮代町教育委員会規則第8号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第2章 調整区域制度

第3章 自由選択制度

第4章 転学

第5章 雑則

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、宮代町小・中学校管理規則（平成23年宮代町教育規則第23号）第16条の規定に基づき、宮代町立小・中学校（以下「学校」という。）の通学区域に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（通学区域）

第2条 学校の通学区域は、別表第1に定めるとおりとする。

（学校の指定）

第3条 教育委員会は、小学校就学の年齢に達し就学する児童、小学校を卒業して中学校に就学する生徒及び他の市町村からの転入者について、前条に定めるところにより就学すべき学校をそれぞれ指定するものとする。

（通学方法）

第4条 通学区域からの通学方法は、各学校長が決定するものとする。

2 通学区域外からの通学方法は、保護者、教育委員会及び学校長の協議により決定するものとする。

(受入れ人数の決定及び公表)

第5条 各学校の受入れ人数は、小学校第1学年の全学級が35人、中学校第1学年の全学級が40人を満たすまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、埼玉県教育委員会の施策並びに当該学校の状況及び児童生徒数の推移等を考慮して受入れ人数を増減することができるものとする。

3 教育委員会は、前2項の規定に基づき各学校ごとに受入れ人数を決定し、町広報紙及び町公式ホームページ等により町民に公表するものとする。

第2章 調整区域制度

(調整区域)

第6条 第2条の規定にかかわらず、教育委員会は、学区に関して弾力的な取扱いをすることができる区域（以下「調整区域」という。）及び当該調整区域に住所を有する者が選択することができる学校（以下「選択校」という。）を別表第2に定める。

(選択校の申請)

第7条 調整区域に住所を有する者の保護者が選択校を希望するときは、教育委員会が定める日までに調整区域居住者の就学希望申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(選択校の決定等)

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、審議の上、就学すべき学校を指定し、調整区域居住者の就学希望承認通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

第3章 自由選択制度

(自由選択制)

第9条 第2条及び第6条の規定にかかわらず、宮代町内に住所を有する者で、年度の初めから学校の第1学年に入学する者は、就学すべき学校を選択することができる。

(自由選択校の申請)

第10条 学校選択を希望する者の保護者は、教育委員会が定める日までに通学区域外居住者の就学希望申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(自由選択校の決定等)

第11条 教育委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、審議の上、就学すべき学校を指定し、通学区域外居住者の就学希望承認(不承認)通知書(様式第4号)により保護者に通知するものとする。

(抽選)

第12条 教育委員会は、第10条に基づく申請が、第5条に定める受入れ人数を超えたときは、公開による抽選により就学できる者を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による抽選の結果、希望する学校に就学できることとなった者の保護者に対し、前条に規定する通知書により通知するものとする。

(補欠員の登録)

第13条 教育委員会は、抽選の結果、希望する学校に就学できなかった者について、各学校ごとに補欠員として登録するものとする。この場合において、抽選により登録順を定めるものとする。

2 前項の登録の有効期限は、教育委員会が定める日までとする。

(補欠員の就学変更)

第14条 教育委員会は、前条第2項に規定する日までに補欠員の受入れが可能となったときは、補欠順上位の者から就学変更の希望を確認するものとする。

2 教育委員会は、前項の確認において就学変更を希望する旨の回答を受けたときは、審議の上、就学指定変更通知書(様式第5号)により保護者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の確認において就学変更を希望しない旨の回答を受けたときは、補欠員としての登録を抹消するものとする。

第4章 転学

(転学の申請)

第15条 学校に通学する者の保護者が転学を希望するときは、転学申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

(転学の決定等)

第16条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、審議の上、転学承認（不承認）通知書（様式第7号）により保護者に通知するものとする。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

学校名		通学区域
前原中学校	百間小学校	宮代町字東、字中、字金原、字逆井、字山崎、字西原、字姫宮、字川端、字宮東、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目、東姫宮一丁目、東姫宮二丁目
須賀中学校	須賀小学校	宮代町和戸一丁目、和戸二丁目、和戸三丁目、和戸四丁目、和戸五丁目、宮代台一丁目、宮代台二丁目、宮代台三丁目、大字和戸、大字国納、大字西条原、大字東条原【ただし、笠原小学校区を除く】、大字須賀【ただし、東小学校区及び笠原小学校区を除く】
百間中学校	東小学校	宮代町宮代一丁目、宮代二丁目、宮代三丁目、百間一丁目、百間二丁目、百間三丁目、百間四丁目、百間五丁目、百間六丁目、道佛一丁目、道佛二丁目、道佛三丁目、字中島、字道佛、大字須賀のうち【1693～1697、1700、1701、1704、1705、1709～1726、1872～1887番地】
	笠原小学校	宮代町本田一丁目、本田二丁目、本田三丁目、本田四丁目、本田五丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、笠原一丁目、笠原二丁目、学園台一丁目、学園台二丁目、学園台三丁目、字百間、大字東条原のうち【830～1015番地】、大字須賀のうち【1、41、45～48、58、85、110、127～173、175～230、291～311、472～478、1501番地】

別表第2（第6条関係）

学校名		調整区域
前原中学校	百間小学校	〔区域なし〕
須賀中学校	須賀小学校	〔区域なし〕
百間中学校	東小学校	〔D区域前原中学校区より〕 字宮東198～214、218、339～450、733～737、740～745、911、921～924、931～1013
	笠原小学校	〔A区域須賀中学校区より〕 大字須賀546、552～583、641～693、964～1019、1099～1110、1121～1123、1629～1639、1727～1760、1766～1803、1810～1811、1892～1938、1973～1991、大字東条原775、777～784、794、798～800 〔B区域東小学校区より〕 字道佛、宮代一丁目、宮代二丁目、宮代三丁目、道佛一丁目、道佛二丁目、道佛三丁目 〔C区域前原中学校区より〕 字山崎、字逆井